

全国公立図書館長協議会



第5号 (事務局) 東京都立日比谷図書館内 電話 東京(502)0101



ここに図書館がある / 岩手県江刺市立図書館の読書活動

### 新時代の図書館活動への期待

林 部 一 二

現代は極めて速いテンポで社会構造の姿が進行している。この速さは将来にかけていよいよ加速度を加えるであろう。このことは未来学等のひとしく予言することである。

社会教育の目標と方法はその時代の要請に化して具体的に設定されなければならない。社会教育は社会の中に行なわれる教育であって、社会環境の働きから離離して存在しえないからである。今日の急テンポで進む社会変化の中でそれに対応できるような社会教育や文化活動の多々方を求めるのが、このためである。

このような情勢の中で、文部省は去る七月十日、灘臣文部大臣から社会教育審議会(会長長谷川武)に「急激な社会構造の変化に対する社会教育のあり方についての諮問」を行なただけである。社会教育審議会は、文部大臣の諮問に即して、社会教育についての基本的な重要な問題について調査を催して、答申や連

議がある。報告を行なうのは機関である。しかし、これまでにない本答申や報告は、特定の個別の事項についての方策であって、今回のような包括的な諮問は始めてである。一体、社会教育についてのこのような諮問がなされるに至る本理由は何か、今日における社会教育に迫る考え方の基本に属する問題を持っていると見らるべきである。

第二に考えられることは、極めて早いテンポで社会構造が変化しているということである。社会教育が社会における教育活動であり、社会人の学習活動であるようならば、これは現在の社会と無関係であるわけにはいかない。従来の社会教育は、社会一般から、社会的に無力なものであり、閉じたものがある人々のものでしかない。し、せ、暇もなく金もない一般大衆には無縁のものであることと自覚する向きが多かった。それは社会教育が現在の社会の動向と要請と合致しなかつたからであらう。そのことは、別の面から見ると、社会教育は個人よりこそ

れを必要とする一般大衆のものでなかつたということである。一般大衆の要請は、何よりも現代に生きるためのものであり、また同時に将来に生きるためのものである。現在を見過し、未来を予測し、それに役立つものでなければならぬ。それが社会構造の変化に対応する社会教育の基本的な立場であると思ふ。今日のようなはげしい社会の変化に際して社会教育をどう考えるべきか、これが第一の理由である。

第二の理由は、このように変化の激しい時代において社会教育のイメージをどう描くべきかということである。従来の、人生の準備期は学校時代であり、その準備が終れば学校の卒業という形で成人期に入った。そして成人期において必要とする知識や技能はすべて学校教育において与えられるものとして、従って、学校を卒業すれば学習や勉強は一切必要はなくなり、ただ働くだけであると考えられてきた。つまり、学校教育で与えられたものを一生使いつづけて生きていくという方式である。しかし、今日においては、もはやそのようにならなかつた。学校教育も必要はなくなり、それだけでは足りない。学校卒業後の社会教育が必要であるというの

である。学校教育で得た基礎の上に学校卒業後の学習こそが、これからの進みゆく社会に生きるために欠くことのできない教育であるといつてよい。そのより社会教育のイメージ、それは、つまるところ、学校教育も家庭教育も社会教育も、すべての教育活動を通じて、新しい教育理念によって説明されるものでなければならぬと思ふのである。それゆゑ、教育に対する考え方の新しい構構が要求されているのである。

第三の理由は、今日の時代は過去のいかなる時代にも超えても、新しい社会教育を進める客観的な条件が次第に熟しつつあるということである。たとえば、文部省認定の社会通信教育は年々約十万人の受講生が増加しているし、大学等の学校開放講座に對する購生も次第に増加している。このようなことは、国民の成人層の学習への意欲の高まりを示すものである。国民の学習意欲は社会教育を進める主体的な条件であるが、この主体的な条件に加えて、経済的・時間的な余裕が増大してきたこと、新しいコミュニケーションの技術がどんどん開発され、それが実用化されてきたことなど、教育方法論的な客観的な条件が整備されつつあることが、国民の学習意欲は、新

しい時代に生み、かつ新しい時代を開拓するための教育は、その源泉である。これに教育技術の進歩と、その教育技術の開拓が加わり、今こそ、新時代のための教育、社会教育のあり方の確立が必要なのである。

以上のような社会教育の一般的な情勢の中で、図書館とそのあり方が極めて重要であることは、自明の理ではないところである。図書館が持つ文化的・学術性は、それとして大切な性格であつて、将来に高度なものでなければならない。しかし、今日のように国民の学習意欲が高まり、かつその学習意欲が多様化し、高度化したとき、図書館は、新しい社会教育のセンターとしての性格をいよいよ強めていくのである。社会教育は、進歩的である。文化、学術的な次元は低いという道念は、今や全く時代後れの考えである。高度の社会通信教育がどんどん普及し、本音で進歩的である。このような状況の中で、図書館は、ますます、新時代の社会教育の重要な分野として、図書館活動は、ますます、その新しい活動形態を開発すべきであると思ふ。

このよう、図書館の高度な発展するための方法は、いくつかあり得る。

一つは、既設図書館の内容の充実である。ことに市町村立の図書館で最低基準にまで達しないものも引き上げである。人の問題もあるが、まず増加冊数を基準に引き上げるのである。次は、図書館の施設・設備の近代化である。最近、県立図書館では、従来の図書館への建て替えが進み、まことに喜ばしい。その設計は、新しい時代の社会教育のセンターとしての角度から研究され、そこで学習する市民に大きな利益を与えている。しかし、多くの県立、市町村立の図書館は、旧態依然のものが多く、従って、図書館の更新は、まず、施設・設備の近代化、それは今後の図書館活動の新しい工夫と発展化を図る上である。図書館の近代化である図書館の更新は、大蔵省、建設省、文部省などと関係する活動が進展することによって実現される。そのためには、職員、充て、他の社会教育、その他、設備、施設、設備、設備、設備の進められなければならない。

全国社会教育協議会

資料編





(第二回)  
日時 六月十三日 午後二時〜四時  
場所 京都府立図書館  
議題 行政部会の今後の活動について

昨年度法改正の主要問題点を抽出する作業を行ったが、近畿を中心として実施したもののほかこれを全国的視野に拡大する方法について審議した。

早期改正の方策をとり中心問題だけを審議するか、理想的改正を目指して全国的に審議するか。また、これらが中間策をとるべきか種々の意見が交換されたが、当初の方針に基づき問題点を中心として全国的アンケートを求めて行くことを再確認した。またこれが作業の実施体制として調査委員会を作ることとし、各館より調査員を派遣する事となった。

出席者 (小委員) 泉本義雄 (委員) 三木謙二 (委員) 神川清 (委員) 相馬利雄 (〃) 清谷宗暎 (〃) 赤井千幹 (〃) 斎藤賢 (〃) 竹島宇賀子

委員名簿 泉本義雄 (大阪府立)、三木謙二 (阪市立中央)、神川清 (京都府立総合)、相馬利雄 (京都府立)、清谷宗暎 (滋賀県立)、赤井千幹 (神戸市立)、斎藤賢 (和歌山県立)、竹島宇賀子 (奈良県立)

◎ 図書館の振興策に關する研究

去る七月一日〜二日(わたる)本年度第一回の東海北陸地区行政委員会を石川県立図書館で開催した。席上、本年度の役員改選が行なわれ、委員長に石川県立図書館長 任田秀雄氏を選任。なお、委員については今後の委員会の発展をはかるために新たに愛知県三名、各県の市立図書館長五名が加わり、前年度の六名とあわせて十四名の委員構成を確立した。

当日は、名古屋市立舞臺中央図書館長、渡辺政雄氏の『名古屋における図書館の住民意識の問題の調査について』の報告のあと協議に入り、図書館振興策に關する研究テーマとして、昨年度に引続き図書館協議会の有効評価について、各館の現状をもとに研究協議を行なった。

その結果、図書館協議会の実態をより把握するために、次の要領により全国調査を行なうことを決断した。

一 調査は、都道府県立および市町村立図書館を範囲とする。

二 調査表の様式は、名古屋市立舞臺中央図書館で担当し、合議の上、全国に依頼する。

三 回答期限は八月末日とし、十一月月上旬までに集計し、関係機関に報告する。

なお、今回の開催は十二月末、三重県において開催することを決定した。

(別記)  
東海北陸地区行政委員会の委員は、前回の地区委員会の意見に基づき、愛知県(時津五津市)、市立図書館代表委員 名子つ加をそれぞれ委員として、会の発展の充実に期することとした。委員の職名は、次よりである。

「東海北陸地区行政委員会委員」  
山本 利彦 富山県立  
北条 正徳 岐阜県立  
久我 元 福井県立  
多摩川 重雄 武生市立  
小川 信重 岐阜県立  
小川 昭一 岐阜市立  
石川 保雄 愛知県文化会館  
渡辺 政雄 名古屋市立舞臺中央  
牧 忍敬 豊津市文化会館  
速藤 宗理 愛知県教育社会教育課長  
西村 典雄 三重県立  
大栗 弘 四日市市立  
任田 秀雄 石川県立(委員長)  
丸山 定雄 金沢県立

財政委員会  
一日時 昭和四十三年八月七日、八日  
二場所 山口県立山口博物館  
協議事項  
1. 昭和四十三年度における財政委員会および同小委員会の運営について  
(1) 財政小委員会委員長、同副委員長は財政委員会と連けいを併にする必要があるため、財政委員長、同副委員長が夫々兼ねることとした。  
財政小委員会委員長 福井研造 (山口)  
副委員長 日高一 (宮崎)  
(2) 財政小委員会の各研究部会は昨年度からの研究課題に引きつづき取り組むこと。  
ア、国庫補助金制度の研究について (九州プロダク)  
イ、地方交付税制度の研究について (四国プロダク)  
ウ、国庫有相法の制定の研究について (中国プロダク)  
(3) 財政委員会、および次回財政小委員会の開催期日等については、財政委員会 次期十月開催) 財政小委員会において決定



関係当局に対して強力に働きかけをされるより執行部へ要請する。

委員名簿 財政委員長 福井 研造 (山口県立) 財政副委員長 日高一 (宮崎県立) 委員 竹内孝三実 (岡山県立総合文化センター館長) 前田 忠雄 (鳥取県立) 一色 浩一 (徳島県立) 上原 浩一 (徳島県立) 古賀 秀男 (佐賀県立) 床並 利敬 (大分県立) 前年度委員 加藤 豊 (広島県立)

1. 財政小委員会 十月中旬開催 山梨総合文化センター  
2. 研究課題にかかる研究経過概要 昭和四二年度実施した西日本公立図書館振興調査集計結果から、主要問題点について説明があり、全国調査を実施するに当たって、調査内容を検討し若干修正を加えて全国調査を実施することとした。  
3. 研究課題についての今後の作業計画について (1) 各研究部会の研究結果を一月末日までに集約し、全公図事務局へ提出する。(2) 全国公共図書館実態調査は早急に実施し、九月末日までに調査表を回収し集計事務の分担については次回財政小委員会において協議する。なお、この全国調査実施については、協議会において経過を特別に考慮されたい。  
(3) 地方交付税(人件費)の減額については、全国調査から人口一〇万人の都市を抽出して実態を調べてみる。  
4. その他 図書館関係予算について 米年度の国の予算編成に当り大中増額されるより、文部省および

地区協議会活動  
◎ 北日本図書館大会  
北日本図書館連盟主催の北日本図書館大会は、昭和四十三年六月十四日、十五日盛岡市において開催された。東京大学名誉教授藤島治郎氏の記念講演のあと、シンポジウムにより「家庭図書をきかんにするためにどうしたらよいか」について意見発表が行なわれた。

二日目は一日(東北)発表より各県の状況と問題点について発表があり、その問題点を基幹として図書館振興について協議が行なわれた。なお、北日本図書館協会会報を確立する意味において、次の大会宣言を採択した。

わたしたちは北海道、東北、四国、館員および関係者一同は、第十回北日本図書館大会において、図書館のあるべき姿、今後の方向をめぐって協議し、本大会の総意をもって、次のことからを確信し、とどろき、その実現を推進する。

1. 生活文化の向上と読書人口の増加のため、家庭読書をすすめること。  
2. 地域の読書活動をすすめるため、読書環境の整備とリーダーの養成につとめよう。  
3. 図書館機能の効率化をはかるため、図書館相互および公民館等関係施設との連携を強化しよう。  
4. 図書館員の業務向上のため、研究の機会をもちよう。  
5. 図書館活動の活性化のため、施設、設備および人的体制を強化しよう。

◎ 神奈川県図書館協会  
本協会は、昭和三年三月に創立され、昭和二十五年十二月に県立図書館が新設されることにより、協会事務局長もここにおかれることになり、現在に至っております。会員は公共図書館二十二、公民館三十二、大学図書館二館(大倉町)一、その他七、計四十三館で、会長は県立図書館長、副会長は横浜市図書館長並びに横浜国立大学図書館長、理事は三名で選任いたしております。昭和四十三年度事業は、一 協議会の開催、二 図書館の調査研究、三 読書推進運動、四 研修会の開催、五 協会報の発行、六 職員表彰、七 展示会の開催の七項目に分れており、理事会及び施設委員会に決定より運営いたしております。このうち、図書館の調査研究は、基礎研究委員会及び郷土史研究委員











### 全国公立図書館長協議会 昭和四十四年度 総会特集

昭和四十四年度 定期総会次第
日時 昭和四十四年六月十八日 午前十時～十二時
場所 東京都立日比谷図書館 展示室
次第
一 開会
二 会長挨拶
三 議事選出
議題
・昭和四十三年度事業報告および決算報告について
・昭和四十四年度事業計画および予算について
・幹事の承認について
・監事の選任について
・会長および副会長の選任報告

- 告 白
- 一 感謝状の贈呈
  - 二 表彰状の贈呈
  - 三 会長祝辞
  - 四 受賞者謝辞
  - 五 閉会



助交交付には一〇〇万円の事業費が必要となり、これら充足させるために増額を提案した。それに基づき地区で検討の結果、基本金四〇〇〇円(職員数×一〇〇)これに一三四の乗しにすることにより、石川県での幹事会了了された。

(3) 感謝状 表彰状の贈呈について  
本会発展に功勞のあった転退職館長に感謝状を贈ることになっている。表彰は規程に基づき、事務局から照会し推せんしてもらった。その後、転退職した人があったので、幹事会において内規で基準をつくることになり決定された。

○協議事項  
(1) 幹事の承認について  
四月異動以降の幹事転退職にともない地区で後任を推薦し、幹事会の承認を経たので、規約に基づき総会に提出、承認された。

(2) 監事について  
赤井氏が幹事に推薦されたので、監事に宮崎氏(和歌山県立)に決定。

(3) 副会長選任について  
西藤氏退職に伴い欠員を生じたので、市立代表と云う趣旨で幹事による互選。

市立図書館からの幹事で検討の結果、大阪市立三木氏が推薦された。

(4) 昭和四十二年事業報告、決算

報告、昭和四十三年度事業計画、予算については報告通り承認された。

四 幹事会について  
○第一回幹事会  
昭和四十二年五月二十八日  
都立日比谷図書館会議室

◇報告事項  
(1) 正副会長会議について  
大阪で開かれ、表彰基準について協議した。

(2) 委員会通則について  
昭和四十二年第一回幹事会を改正案が審議され承認された。

(3) 分理金規程の改正について  
昭和四十三年十月四日の地区代表者会議で四百円に職員数に百円を乗じたものに加えそれに一、二四を掛けたものと決定され十一月七日の幹事会で承認された。

(4) 図書館短大の司書講習について  
林野文部省社会教育課長から図書館法の一部を改正し、司書講習の改正を行ない、司書の質を高め、これに財政の問題、司書の帯給任用の問題等を考慮検討されて、本年度から図書館短大で実施することを予定したと説明がなされた。

○協議事項  
(1) 幹事の補充について  
館長の異動で幹事の欠員を生じた地区の地区推薦を承認、会長の長谷

### 昭和四十三年度 事業報告

一 全国研究集会  
昭和四十三年五月二十八日  
東京都立日比谷図書館講堂  
長谷川会長より、三委員会が一年にわたり研究した資料をもとに集会を開催するので終始有意義に進めてもらいたいとの開会の挨拶があり、つづいて、歴選出を行ない、市川市立図書館長長山岡氏が選出された。

(1) 行政問題について、長本館長(大阪府立)

(2) 財政問題について、竹内館長(岡山県総合文化センター)

(3) 職員問題について、上里前館長(千葉県立)

よりそれぞれ報告があった。  
このあと、活版つな質疑応答があり、研究集会は有意義に終わった。

二 研究調査  
○行政問題(行政委員会)  
(1) 図書館法改正の問題点に関する研究を実施、近畿地区担当

(2) 図書館協議会に関する全国

調査を実施、東海、北陸地区担当  
○財政問題(財政委員会)  
(1) 全国公立図書館実態調査を実施、中国ブロック担当

(2) 地方交付税制度の研究を実施、四国ブロック担当

(3) 国庫補助金制度の研究を実施、九州ブロック担当

○職員問題(職員委員会)  
(1) 司書職養成制度に関する研究を実施、関東地区担当

(2) 司書の身分確立に関する研究を実施、北日本地区担当

三 総会について  
昭和四十三年五月二十八日  
東京都立日比谷図書館講堂  
長谷川会長挨拶につづいて、議長清水(神奈川県立川崎)野井(文京区立本郷)の両氏を選出して議事に入る。

○報告事項  
(1) 委員会通則改正について  
本会規約第十二条第二項が六月二十九日第二回幹事会において改正された(会規約第十七条による)

(2) 分理金規程の改正について  
第二回幹事会において事務局より事務費不足のため、また国からの補

川氏の退職に伴い、関東地区の後任幹事は中野国書館(後任幹事もあってることを承認した。

(2) 副会長選任について  
西藤氏(大阪府立)の退職に伴い、市立図書館間で決まることとなった。

(三) 三藤氏(三重県立)に決定

(3) 四十三年度事業報告、決算報告

(4) 四十三年度事業計画、予算案、いずれも会報三号により承認され。

(5) 国家予算の限額について  
昭和四十四年度国家予算の算案案について、重層的に文部省と折衝する。

(6) 表彰について  
表彰基準を事務局で作成し修正を加え決定した。

○第二回幹事会  
昭和四十三年六月二十日  
都立日比谷図書館会議室

◇協議事項  
(1) 国家予算の限額について  
(2) 委員会今後の活動について  
行政、財政、職員委員会、それぞれでどりの活動、正副委員長の選出委員の構成等の事項了了された。

(3) インシメル(国際大都市立図書館協議会)について  
四十三年三月二十五日リニアエで結成された。日本の場合は大都市は入会した方が好ましい旨、会長の

説明があった。

○第三回幹事会  
昭和四十三年十月四日  
東京文化会館集会室  
議長長谷川(大阪府立)を選出

○報告事項  
(1) 各委員会中間報告について、行政委員長長本氏(大阪府立)、財政委員長野井氏(山口県立)、職員委員長上野氏(奈良県立)、副委員長村松氏(高知県立)の報告があった。

○協議事項  
(1) 昭和四十四年度国家予算の限額について  
陳情文案、手配等は副会長、事務局に任せ、また活版つなり会、園、上野、全国連三者合同で限額する。

(2) 社会教育推進会の難題に對する対策は会長代行に任せ、本年中に交渉を巨額化する。

(3) 理事部会(専任)については、副会長、事務局に任せる。

(4) 大会選出について  
○会長後任は三月まで副会長(上野氏)代行し、事務局は日比谷とする。

○臨時幹事会  
昭和四十三年十一月二十日  
東京都立教育研究所

◇協議事項  
(1) 国家予算の限額について  
本会をとり、図書館協議会、会



昭和44年6月18日 報 会 第6号 [3]

日本図書館協会の三者合同でな  
う。分担金問題について  
。第四回幹事会  
昭和四十四年二月二十一日  
東京都立日比谷図書館協議会

(1) 全国知事会の分担金問題について  
(2) 昭和四十四年度文部省関係予算案  
情について  
(3) 委員会活動について

◇ 協賛事項  
(1) 会長について  
幹事の選任により、四月一日より  
四十四年度まで、杉 博夫日比谷  
図書館長を会長とするとして承認さ  
れた。

(2) 分担金問題について  
四十三年度と同様の額で、四十四年  
度も承認することになった。

(3) 昭和四十三年度事業および決算見  
込み予算案について  
決算見込み予算案の採用について  
承認され、計数の処理については  
事務的に任することになった。

(4) 昭和四十四年度事業および予算に  
ついて  
小委員会を検討すること承認さ  
れた。

(5) 代表幹事選挙会議開催について  
組織改善委員会の結成について

本会の組織問題を検討するため組  
織改善委員会が結成された。  
その構成は正副会長各一名、代  
表幹事一名および関東地区幹事  
またその下部組織として小委員会  
も設けられた。その構成は正副会長  
と関東地区幹事。

◇ 組織改善小委員会  
昭和四十四年三月二十二日  
東京都立日比谷図書館

◇ 協議事項  
(1) 昭和四十四年度国庫補助の文部省方  
針について  
四十四年度の事業費百万円未満に  
ついては補助金打ち切り。  
(2) 組織改善について  
(3) 総会・研究集会の日程について  
。組織改善小委員会  
昭和四十四年四月九日  
東京都立日比谷図書館

◇ 協議事項  
組織改善について  
。組織改善委員会  
昭和四十四年四月十八日  
東京都立日比谷図書館

◇ 協議事項  
(1) 昭和四十三年度事業報告および決  
算見込について  
(2) 昭和四十四年度事業計画および予  
算について  
(3) 総会・研究集会の日程について  
(4) 組織改善について

(5) 機関誌の贈呈について  
長谷川新会長、上野副会長、上原  
館長、徳島県立日比谷図書館  
。第五回幹事会  
昭和四十四年五月二十一日  
東京都立日比谷図書館

(1) 昭和四十三年度事業報告決算につ  
いて  
(2) 昭和四十四年度事業計画、予算に  
ついて  
(3) 役員について  
(4) 組織改善について

五 会報の発行  
三号、四号、五号を発行した。

六 国家予算の陳情  
日本図書館協会、図書館協議会連  
合会と一緒に三者一体となって昭和  
四十四年十二月二十日に陳情書と衆  
議院八名、参議院八名と大蔵省、文  
部省に提出した。また一月に入って  
復活要求の陳情も行なった。



昭和四十四年度  
研究会実施要項

日時 昭和四十四年六月十八日  
午後一時〜四時

場所 東京都立日比谷図書館

趣旨  
この研究会は、全国の公立図  
書館相互の連絡を密にし、図書館  
の管理運営に関する研究を行ない  
図書館活動の推進をはかることを  
目的とする。

主催 全国公立図書館長協議会  
参加資格者 会員・準会員

研究内容  
(1) 研究発表  
行政問題について  
発表 II 行政委員会  
財政問題について  
発表 II 財政委員会  
職員問題について  
発表 II 職員委員会  
(2) 全体討論

時間	内容
1:00	開会、オリエンテーション
1:15	行政委員会発表
1:45	財政委員会発表
2:15	職員委員会発表
2:45	全体討論
4:00	閉会

昭和44年6月18日 報 会 第6号 [4]

昭和43年度収支決算書

1. 収入の部

科目	当初予算額	流用額	予算現額	収入額	収入未済額	説明
1. 負担金	907,700	0	907,700	905,200	△ 2,500	
本年	901,800	0	901,800	899,300	△ 2,500	
過年度	5,900	0	5,900	5,900	0	
2. 国庫補助金	500,000	0	500,000	500,000	0	
3. 雑収入	1,500	0	1,500	2,221	721	銀行利息
4. 繰越金	119,899	0	119,899	119,899	0	
計	1,529,999	0	1,529,999	1,527,320	△ 1,779	

2. 支出の部

科目	当初予算額	流用額	予算現額	支出額	残額	説明
1. 会議費	63,670	12,350	76,020	76,020	0	
(1) 総会費	21,100	△ 14,130	6,970	6,970	0	
(2) 幹事会費	42,570	26,480	69,050	69,050	0	
2. 事業費	1,013,840	60,908	1,074,748	1,074,748	0	
(1) 研究会会費	5,000	0	5,000	5,000	0	記録簿金、会議費
(2) 研究調査費	676,640	△ 17,992	658,648	658,648	0	研究奨励金、記録調査員謝金、研究報告書、会報
(3) 普及費	332,200	78,900	411,100	411,100	0	陳情文部省、全国知事会
3. 渉外費	60,000	22,989	82,989	82,989	0	
4. 諸支出名	50,000	5,324	55,324	55,324	0	表彰関係、銀行利子
5. 井事務局費	235,000	△ 101,571	133,429	133,377	52	
(1) 事務費	85,000	△ 17,971	67,029	66,977	52	電話、郵券、旅費、印刷等
(2) 職員費	150,000	△ 83,600	66,400	66,400	0	
6. 予備費	106,589	0	106,589	0	106,589	
計	1,529,999	0	1,529,999	1,422,458	106,541	

3. 繰越額 104,862円



全国公立図書館長協議会規約

第一章 総則

第一条 この会は、全国公立図書館長協議会と称する。

第二条 この会は、全国の公立図書館長をもって構成する。

第三条 この会の事務所は、会長が所属する図書館内におく。

第二章 目的および事業

第四条 この会は、全国の公立図書館相互の連絡を密にし、図書館の管理運営に関する調査研究を行ない、図書館活動の推進をはかることを目的とする。

第五条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1)公立図書館に関する行政・財政および事業の調査研究
(2)資料の収集および情報の交換
(3)関係機関に対する要望
(4)その他目的を達成するために必要な事業

第三章 役員

第六条 この会に、次の役員をおく。

- (1)会長 一名
(2)副会長 三名
(3)幹事 二六名
(4)監事 三名

第七条 幹事は、第十一条に定める地区からの推薦を経て、総会で承認するものとする。

第八条 会長および副会長は、幹事の互選とする。

第九条 監事は、総会において選出する。

第十条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第十一条 補欠による役員は、前任者の残任期間とする。

第十二条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

第十三条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、予め定めた順序により、その職務を行なう。

第十四条 幹事は、会務を掌理する。

第十五条 監事は、会計を監査する。

第四章 会議

第十六条 この会の会議は、総会および幹事会とする。

第十七条 総会は、会長が招集する。

第十八条 総会は、構成員の三分の一の出席による。

第十九条 議事の成立は、出席者の過半数による。

第二十条 定期総会は、毎年一回開催する。

第二十一条 会長が必要と認めるとき、または構成員の三分の一以上の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

第二十二条 総会の権限は、次のとおりとする。

- (1)主要事業の決定および事業報告の承認
(2)予算の決定および決算の承認
(3)規約の改正
(4)この規約で定められた事項
(5)その他会長が付議することを必要と認められた事項

第二十三条 幹事会は、会長、副会長および幹事をもって組織とする。

第二十四条 幹事会は、会長が必要と認めるとき、または幹事の三分の一以上の要求があったとき会長が招集する。

第二十五条 幹事会は、幹事の過半数の出席による。

第二十六条 幹事会は、次のことを審議執行する。

- (1)総会に提出する議案
(2)総会から委任された事項
(3)その他会長が必要と認められた事項

第二十七条 総会を開催することができないときは、会長が必要と認めるときは、幹事会に代ってその権限を行なう。

第二十八条 ただし、次期総会において承認を得なければならない。

第二十九条 前条第一項および第三項の規定は、幹事会に準用する。

第五章 地方組織

第三十条 地方組織および委員会

第三十一条 この会に各地区電気師協会および、各都道府県館長協議会をおく。

第三十二条 前項の協議会に関する組織および運営については、別に定める。

第三十三条 (委員会)

第三十四条 この会の事業を推進するため、委員会をおくことができる。

第三十五条 委員会については、別に定める。

第六章 参加

第三十六条 この会に参加することができる。

第三十七条 参加は、幹事の推せんにより、会長が委嘱する。

第三十八条 参加は、幹事会に出席し、意見を述べることが出来る。

第三十九条 第七条 会計

第四十条 この会の経費は、次のとおりとする。

- (1)分担金

昭和44年度事業計画案

- 1. 総会および幹事会
(1) 総会 六月 東京
(2) 幹事会 六月 東京
三月 東京

2. 研究調査

(1) 全国研究集会 六月 東京

(2) 研究調査(委員会)

① 行政問題

ア、図書館法に関する研究

イ、図書館の振興策に関する研究

ウ、その他

② 財政問題

ア、公共図書館国庫負担法に関する研究

イ、地方交付税に関する研究

ウ、国庫補助に関する研究

エ、その他

③ 職員問題

ア、司書職員養成制度に関する研究

イ、司書職員の身分確立に関する研究

ウ、その他

3. 資料刊行

(1) 会報の発行

(2) 研究調査報告書の刊行

4. 表彰

昭和44年度予算案(案)

4.4.6.18

Table with columns: 科目 (Category), 本年度予算額 (This Year Budget), 前年度予算額 (Previous Year Budget), 増減 (Increase/Decrease), 説明 (Explanation). Rows include 1. 事業負担金, 2. 国庫補助金, 3. 雑収入, 4. 繰越金, 1. 会議費, 2. 事業費, 3. 渉外費, 4. 諸支出金, 5. 事務局費, 6. 予備費.



別表

(2) 国庫補助金  
(3) その他の収入

2. 分損金については、別に定める。(会計年度)

第十五条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 事務局

第十六条 この会に事務局をおく。

2. 事務局は、会長の総括のもとに事務を処理する。

3. 事務局に必要な職員をおく。

4. 職員は、会長が任命または委嘱する。

5. 事務局および職員に関する事項は、会長が別に定める。

第九章 雑則

(細則)

第十七条 この規約に定められておらず、この会の運営に必要な細則の制定および改廃は、幹事会の承認を経て、会長が定める。

付則

1. この規約は、昭和四十二年五月三十日から施行する。

2. 第二条の規定にかかわらず、当分の間、私立図書館長および会長が適当と認めたるものを準会員とすることができる。

3. 第十一条の下部組織については、当分の間、現に存する組織をもって、これにかえることができる。

地区名	北日本	関東	北陸海	近畿
幹事数	4	6	3	4
地区名	中国	四国	九州	計
幹事数	3	3	3	26

別表

地区館長協議会・都道府県館長協議会通則

第二章 総則

(目的)

第一条 この通則は、全国公立図書館長協議会(以下「全国協議会」といふ。)規約第十一条の規定に基づき地区館長協議会(以下「地区協議会」といふ。)および都道府県館長協議会(以下「都府県協議会」といふ。)の組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 地区協議会

(地区協議会)

第二条 地区協議会は、全国協議会および都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかるものとする。

2. 地区協議会は、別表のとおりとする。

3. 地区協議会は、地区内公立図書館長をもって構成する。

(事業)

第三条 地区協議会は、次の事業を行なう。

(1) 調査研究  
(2) 資料の収集および情報の交換  
(3) 各協議会および公立図書館との連絡協力  
(4) その他必要な事業

(役員)

第四条 地区協議会に次の役員を置く。

(1) 会長  
(2) 副会長  
(3) 幹事  
(4) その他

2. 前項の幹事は、地区内図書館長との互選とし、会長および副会長は幹事の互選とする。

(経費)

第五条 地区協議会の経費は、次のものをもって充てる。

(1) 分損金  
(2) その他の収入

2. 地区協議会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事務局)

第六条 地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内におく。

(連絡)

第七条 地区協議会は、会則、役員名簿を全国協議会の会長に連絡するものとする。変更があったときも同様とする。

2. 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに事業報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。

第三章 都道府県協議会

(都道府県協議会)

第八条 都道府県協議会は、全国協議会および地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかる。

2. 都道府県協議会は、都道府県内公立図書館長をもって構成する。

(章 用)

第九条 第三条から第七条までの規定は、都道府県協議会に準用する。

付則

この通則は、昭和四十二年五月三十日から施行する。

別表

地区館長協議会名	都道府県名
北日本	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
北陸海	新潟、山梨、長野、静岡
近畿	滋賀、三重、福井、岐阜
中国	奈良、和歌山、徳島、香川、高松、岡山、広島
四国	高松、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

表 規 程

(目的)

第一条 この規程は、全国公立図書館長協議会あるいは、公立図書館の事業に尽力しその功労顕著な会員および公立図書館関係者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の对象)

第二条 本会の会員から推せんされ、次に名号のに掲げられると認められるときは、幹事会の議を経て、これを表彰する。

(1) 会員で、特に本会に功勞のあつた者。  
(2) 会員として、本会館の事務に従事し、功勞のあつた者。  
(3) その他、特に表彰することが適当と認められた者。

(表彰の方法)

第三条 表彰は表彰状の贈呈をもって行なふ。幹事会が要らぬ限りは、あわせて記念品を贈与することができる。

2. 表彰の方法、期間、および記念品については、幹事会で定める。

3. すでに表彰された者であつて、その後第二条の他の項目に該当するにいたつたときは、更に表彰することができる。

(経費)

第四条 表彰状及び記念品は、本会の会計をもってこれを充てる。

付則

この規程は、昭和四十二年六月二十九日から施行し、本会が設定したときから適用する。

委員会通則

(委員会)

第一条 全国公立図書館長協議会(以下「全国協議会」といふ。)規約第十二条に規定する委員会は、次のとおりとする。

(1) 行政委員会  
(2) 財政委員会  
(3) 職員委員会  
(4) その他必要と認める委員会

(任 務)

第二条 委員会は、幹事会上密接な連携をたも、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その成果幹事会に報告する。

第三条 委員会は、各都道府県から選出された一名の委員をもって構成する。ただし、幹事選出は幹事をあてる。

2. 委員は、第一条に定められた委員の互選に所属する。

(委員長)

第四条 委員会に委員の互選で委員長および副委員長各一名をおく。

2. 委員長は、委員会を統轄する。

3. 委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行する。

4. 委員は、委員会に出席するほか、

委員会に關する調査研究に當る。(集 会)

第五条 委員会は、全国協議会の会長の承認を得て、委員長が招集する。委員会は、合同して委員会をひらくことができる。

(小委員会)

第六条 委員会が必要と認めるときは、小委員会をおくことができる。

2. 小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。

3. 小委員会の委員は委員会の委員のうちから委員会が推せんする若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。

4. 小委員会の委員長および委員は、委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。

(調査員)

第七条 委員会もしくは、小委員会に調査員をおくことができる。

2. 調査員は、委員会もしくは、小委員会が諮問した事項を調査研究し、その結果を委員会もしくは、小委員会へ報告する。

3. 調査員は、委員会もしくは、小委員会が委嘱する。

4. 調査員は、委員会もしくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員事務員)

委員会に關する調査研究に當る。(集 会)

第五条 委員会は、全国協議会の会長の承認を得て、委員長が招集する。委員会は、合同して委員会をひらくことができる。

(小委員会)

第六条 委員会が必要と認めるときは、小委員会をおくことができる。

2. 小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。

3. 小委員会の委員は委員会の委員のうちから委員会が推せんする若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。

4. 小委員会の委員長および委員は、委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。

(調査員)

第七条 委員会もしくは、小委員会に調査員をおくことができる。

2. 調査員は、委員会もしくは、小委員会が諮問した事項を調査研究し、その結果を委員会もしくは、小委員会へ報告する。

3. 調査員は、委員会もしくは、小委員会が委嘱する。

4. 調査員は、委員会もしくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員事務員)



加入会員内訳

44.5.1 現在

都道府県名	都道府県	市	区	町	村	館	その他	計	43年3月調
北海道	1	21	9	0	0	0	0	31	13
青森	1	6	5	0	0	0	0	12	12
岩手	1	12	0	0	0	1	1	19	4
宮城	1	5	5	0	0	0	0	11	11
秋田	1	9	8	1	0	0	0	19	19
山形	1	8	4	0	0	0	0	13	13
福島	1	4	1	0	0	0	0	6	6
茨城	1	5	0	1	0	0	0	7	7
栃木	1	1	0	0	0	0	0	2	2
群馬	1	8	1	0	0	0	0	10	10
埼玉	1	21	7	2	0	0	0	31	31
千葉	1	14	6	0	0	0	0	21	22
東京都	4	55	1	0	0	0	0	60	59
神奈川県	2	14	5	0	0	0	0	22	22
新潟	2	12	3	0	0	0	0	17	16
富山	1	12	16	0	0	0	0	29	29
石川	1	7	13	2	0	0	0	23	24
福井	1	3	3	0	0	0	0	7	7
山梨	4	4	3	0	1	1	1	12	6
長野	1	13	6	1	0	0	0	22	21
岐阜	1	16	2	1	0	0	0	10	1
静岡県	1	11	4	0	2	1	0	18	24
愛知県	2	24	4	0	0	0	0	30	29
三重	1	9	1	0	0	0	0	11	11
滋賀	1	1	1	0	0	3	0	6	6
京都	2	7	4	0	0	0	0	13	12
大阪府	1	15	1	0	2	1	0	19	19
兵庫県	0	11	2	0	3	1	0	16	14
奈良	2	3	2	1	0	0	0	8	8
和歌山	1	5	3	0	0	0	0	9	8
鳥取	2	0	0	0	0	0	0	2	2
島根	1	4	2	0	0	0	0	7	9
岡山	1	7	2	0	0	0	0	10	9
広島	2	10	4	0	0	0	0	16	16
山口	2	12	15	2	0	0	0	31	31
徳島	1	6	1	1	0	0	0	9	9
香川	1	5	3	0	1	1	0	10	10
愛媛	1	11	4	0	0	0	0	16	15
高知	1	0	0	0	0	0	0	1	1
福岡	1	14	1	0	0	0	0	16	16
佐賀	1	5	2	0	0	0	0	8	8
長崎	1	5	1	0	0	0	0	7	7
熊本	1	6	2	0	0	0	0	9	9
大分	1	6	1	0	0	0	0	8	8
宮崎	1	6	1	0	0	0	0	8	8
鹿児島	2	10	21	1	0	0	0	34	34
計	60	433	190	13	14	0	0	705	668

第八條 委員および小委員の事務は、それぞれ委員長の所属する図書館内におく。

この通則は、昭和四十二年五月三十一日から施行する。

この通則は、昭和四十二年六月二十九日から施行する。

第九條 分組金は、毎会計年度初めに納入しなければならない。

第十條 分組金は、都道府県図書館長が当該都道府県分組金を一括して徴収するものとする。

第十一條 分組金は、別表のとおりとする。

第十二條 前項の規定により算出した都道府県分組金は、別表のとおりとする。

第十三條 日本図書館六十六年度に、この〇〇円を標準とすることを、三回を要した額と見做す。

第十四條 都道府県を単位とし、都道府県の基本金四〇〇〇〇円に、当該都道府県内の図書館職員数に、この〇〇円を標準と見做す。

第十五條 長協議会の設立に当り、公立図書館の社会的使命を自覚し、これを果たすため、次のことを決議する。

一、公立図書館の行政的地位の向上をはかる。

二、公立図書館の資料と施設の充実をはかる。

三、公立図書館の専門職員身分確立をはかる。

四、公立図書館の相互協力の体制を築く。

五、公立図書館と社会との結びつきを深める。

昭和四十二年五月三十日  
全国公立図書館長協議会

この規定は、昭和四十二年五月三十日から施行する。

この規定は、昭和四十三年三月十六日から施行する。

分組金規程

分 担 金

県 名	負担額	県 名	負担額
北海道	28,500	三重	12,500
青森	14,900	滋賀	9,000
岩手	13,800	京都	20,200
宮城	15,500	大阪	50,500
秋田	15,500	兵庫	24,000
山形	15,700	奈良	10,500
福島	14,500	和歌山	10,900
茨城	13,800	鳥取	10,900
栃木	12,200	島根	10,100
群馬	19,200	岡山	19,600
埼玉県	23,000	広島	18,200
千葉県	18,200	山口	22,900
徳島	108,100	香川	10,700
香川県	39,500	愛媛	12,300
高知県	19,700	福岡	13,900
福岡県	21,000	佐賀	12,500
佐賀	9,400	熊本	28,800
長崎	12,700	大分	12,200
熊本	17,800	宮崎	13,000
大分	13,900	鹿児島	14,500
宮崎	19,400	鹿児島	12,700
鹿児島	38,700	鹿児島	17,700
計		計	901,800



昭和44年6月18日 報 会 第6号 [11]

- 感謝状受賞者
  - 長谷川 昇氏 (前日比谷)
  - 上野 茂氏 (前埼玉県立)
  - 土原 浩一氏 (前徳島県立)
  - 河内 彦彦氏 (前日比谷)
- 表彰状受賞者
  - 菅野 青顔氏 (仙仙沼市立)
  - 川崎 うみ氏 (茨城県立)
  - 伊藤 修氏 (茨城県立)
  - 土屋 亮氏 (県立中央)
  - 宮崎 徹氏 (足立区立梅島)
  - 酒井 隆彦氏 (足立区立千住)
  - 安田政次郎氏 (江東区立深川)
  - 中島 泰之氏 (江東区立旗本)
  - 沢 寿郎氏 (鎌倉市立)
  - 中村 八郎氏 (横浜市立)
  - 望月 信雄氏 (長野市立通明)
  - 小池 金義氏 (駒ヶ野市立)
  - 浦 与三郎氏 (金沢市立)
  - 鳥越 昌英氏 (城端町立)
  - 広野 清秀氏 (入野町立)
  - 北条 正昭氏 (津市立)
  - 藤沢 修氏 (富山市立)
  - 青木 一良氏 (新津市立)
  - 横山 三郎氏 (加茂市立)
  - 林 勇一氏 (市立南)
  - 草間 四郎氏 (財団法人 阪急池田支社)
  - 園沢左奈為氏 (市立徳山)
  - 竹内 明照氏 (成羽町立)
  - 佐々木 実業氏 (徳島県立)

- 大谷 (奉堂氏 (普通寺市立))
  - 丹生 (謙氏 (高知県立))
  - 松藤 市郎氏 (大牟田市立)
  - 中野 晋氏 (水原市立)
  - 堀 光之助氏 (熊本市立)
  - 水島 正一氏 (長崎県立)
  - 石田 保氏 (長崎県立)
- 会 員 異 動 状 況
- △北海道
    - 市立小樽 二本木 実 岩田利雄
    - 市立小樽 河科礼三 林 正天
    - 市立釧路 鳥居良四郎 渋谷耕田
  - △青森県
    - 弘前市立 中田 嘉彦 宮川圭一郎
    - 五戸市立 柴田文蔵 山川 央
    - 十和田市立 照井春美 若米地兼吉
    - 七戸市立 大塚 連治 中島隆雄
  - △岩手県
    - 盛岡市立 安斉 謙 和田隆雄
    - 北上市立 佐々木 修 滝沢忠雄
    - 久慈市立 砂子自次郎 大上等蔵
    - 遠野市立 類家 英一郎 崎山喜平
  - △宮城県
    - 宮城県立 松田 文人 茂庭邦元
  - △山形県
    - 山形県立 八坂 重夫 堀口正俊
    - 寒川市立 渡辺良栄 安孫子恒雄
    - 鶴岡市立 門田正則 南啓三男
    - 長井市立 羽田貞三 安部義一
    - 余目町立 鈴木恒太郎 奥野重量

- 市立務坂 皆川 一 信田 幸
- △茨城県
  - 茨城県立 加藤木中司 菊地真一
  - 郡山県立 男庭一哉 菊地彰武
- △鹿児島県
  - 枕崎市立 堀 義昭 宗別敬男
  - 西原市立 古市清吉 種子島啓哲
  - 喜入町立 今言助右衛門 赤崎久夫
  - 知覧町立 槍原義雄 松村 護
  - 町立加治木 野元 茂 隈原 明
  - △熊本県
    - 鹿野市立 田野井衣男 岡田幸夫
    - 鳥山町立 安藤秀男 小林 貢
    - △群馬県
      - 太田市立 須藤 孝作 岡田正一
      - △埼玉県
        - 埼玉県立 上野 茂 江袋文雄
        - 都立百太郎 長谷川昇 杉 操夫
        - 都立青柳 石田修彦 岡田信吉
        - 都立大字 秋間尚愛 北御門 憲一
        - 平田町立 神谷政昭 永瀬 充
        - 台東区立 真田真行 近藤謙仁
        - 区立深谷 鈴木武之 相模和彦
        - 区立品川 高山平輔 土井共三郎
        - 区立蕨町寺 大島 義史 下田圭之助
        - 区立荒川 中山義一 瀬田正夫
        - 区立芝罘 中田義雄 北野後太郎
        - 区立草薙 村田村義 村田村義
        - 区立緑馬 石谷岩夫 斎藤 茂
        - 区立三田 松島三三 御子虎孝一
        - 区立大東 近藤 仁 菊地利吉

- 区立深谷 本橋 義純 林 昭八郎
- 区立荒川 柴田 忍 小川 亘
- △神奈川県
  - 湘南県立 倉山 皓 斎藤 次久
  - “川崎” 清水清久 岡 謙一
  - 鎌倉市 中村八郎 山崎 吉
  - 鎌倉市 沢 寿郎 松岡忠夫
  - 鎌倉市中央 野間良栄 手塚 道二
  - 茅ヶ崎市 江波波蔵 小宮 昭三
  - 三浦市 遠藤昌久 原 勉
  - 藤沢市立 藤沢 義司 市川 修綱
  - 大井町立 田村 治平
  - △静岡県
    - 県立新島 本間 敏雄 黒崎 恒夫
    - 高田町立 西谷 周一 浅野 俊夫
    - 直津市立 柳沢 敬隆 桜井 幸七
    - 県立宇治 宇川 九郎 福嶋 正英
    - △高山県
      - 市立吉田 野原 三二 柳 順史
      - 市立濃羽 武田 敏 高村 信吾
      - 市立中央 小林 和秋 沢田 次一
      - 市立市立 津久後 敬昭 黒田 政信
      - 宇奈町立 八尾 三三 上島 伊三
      - 入善町立 佐藤 雅一 薄田 清一
      - 朝日町立 中川 雅一 小川 次一
      - 八尾町立 安井 謙三 佐々木 秀一
      - 掛鐘町立 島崎 英夫 松川 善一
      - 井原町立 松 豊三 山本 大作
    - △兵庫県
      - 石川町立 市村 新 任田 秀雄
      - 七尾町立 堀 重雄 菅 昇
      - 珠市町立 浜田隆平 菅野 正平

昭和44年6月18日 報 会 第6号 [12]

- 加賀市立 佐藤八十八 児玉千秋
- 羽咋市立 栗山雅敏 穴川政次郎
- 輪島市立 谷本与三郎 重 雄二
- 尾口村立 佐藤清志 宮本 盛二
- 富来町立 堀井作太郎 中堂 克太郎
- 中島町立 水本 一郎 木山 太一
- 穴水町立 大谷 隆孝 江尻 栄太郎
- 門前町立 坂本 良平 升本 寛
- △山梨県
  - 山梨県立 日原 興忠 中沢 武夫
- △福井県
  - 敦賀市立 竹内 幸一 小和田 一
  - 三ノ宮町立 辻 勉夫 河原 繁太郎
- △長野県
  - 県立長野 百瀬 克彦 村上 晋吉
  - 諏訪市立 渡辺 邦彦 中村 文武
  - 茅野市立 大石 裕二 最田 宏行
  - 豊科町立 横川 一一一 中野 実夫
  - 丸木町立 高橋 麟一 津本 正次
  - 上伊那町立 松沢 一美 戸田 正広
- △岐阜県
  - 高山市立 戸田 典夫 亀山 喜一
  - 関市立 島田 明 石田 長男
  - 村山町立 渡辺 隆平 永治 茂
- △静岡県
  - 市立中央 木村 崇男 川口 圭一
  - 富山町立 若林 昭夫 河野 登志夫
  - 掛川市立 北村 謙 西ヶ谷 悟
  - 掛川市立 増田 重五郎 門 加藤 舜
  - 掛川市立 佐藤 金三郎 山内 隆二
  - 磐田町立 山本 五郎 中伊 三郎
  - 野立町立 荒瀬 治 渡 伯夫

- 町立吉川 原田良之輔 田村 重雄
- △愛知県
  - 豊桥市立 豊桥化学前 松岡 賢 吉田 兜
  - 市立西 勸化 流雄 伊藤 映
  - 市立藤田 野本 森一 米野 重男
  - 市立東 奥原 新一 増田 三三
  - 市立瀬戸 区 修三 相原 新雄
  - 春日井市立 栗本 太一 街門 富田 保
  - 津島市立 久田 豊三 原 敏三
  - 豊川市立 伊藤 安和 山内 豊景
- △兵庫県
  - 姫路市立 秋本 泰爾 田 倫鶴
  - △和歌山県
    - 串本町立 田嶋 威夫 南 千代一
  - △岡山県
    - 岡山市立 高根 忠直 松本 猛
    - 高松市立 金田 源一 富田 正一
    - 成羽町 竹内 明照 森 俊夫
  - △鳥取県
    - 県立鳥取 前田 勇雄 大西 正己
  - △広島県
    - 県庁字 横山 卓郎 佐藤 勝
    - 呉市立 仁木 盛雄 水島 守
    - 福山市立 茂森 豊次 田中 伸二
    - 府中市立 茂森 豊次 田中 伸二
    - 三次市立 三村 隆三 原田 保信
    - 安芸津町立 栗谷 徳次 阪井 達之
    - 北和町立 久光 博愛 友真 友留
  - △徳島県
    - 徳島県立 上原 圭一 竹田 俊一
    - 市立美野 喜多 正美 来多 真市
    - 日和佐町立 森 勝 水木 正機

- 佐新内 渡花 桂藏 尾山 利治
- △奈良県
  - 坂出市立 西本 秀雄 阿河 馨
  - 九条市立 安藤 博美 森 安英市
  - 普通寺市立 嶋田 政太郎 野村 賢
  - 内海町立 木下 晋吉 藤野 利明
- △愛媛県
  - 愛媛県立 永田 政章 越智 通敏
  - 松山市立 藤内 勝太郎 石田 武
  - 今治市立 新田 夫左武 岡林 茂樹
  - 八幡町立 西村 晋男 和泉 茂通
  - 大洲市立 宇都宮 啓明 宮本 教美
  - 川之江市立 藤原 雅雄 石川 清澄
  - 宇和町立 上甲 游 宇都宮 勝
- △高知県
  - 春野村立 中村 忠 島田 卓苗
- △福岡県
  - 市立門司 上田 一人 川上 竜馬
  - 市立小倉 松田 国男 池田 政雄
  - 市立戸畑 藤本 利春 松坂 盛雄
  - 市立八幡 坂本 毅平 松吉 幸男
  - 市立若松 松坂 盛雄 宮本 崇雄
  - 八幡町立 松坂 盛雄 礼島 敏久
  - 大牟田市立 松原 市郎 益田 昭久
  - 八女組合 江崎 光 高木 寛
- △長崎県
  - 市立長崎 采川 晋郎 水島 正一
  - 大村市立 渡辺 昭仁 柳野 虎春
  - 市立平戸 市瀬 正生 岡 松雄
  - 市立記念 市瀬 正生 阿 松雄
- △熊本県
  - 熊本市立 堀 光之助 米田 実

◎お知らせ

昭和四十三年度「研究調査報告書」の有償頒布について  
 本会が各委員会の研究結果をまとめて刊行している「研究調査報告書」は、毎年、全国の各図書館へ各一冊、無償にて配付しております。  
 ところが、有償でもよいか、今少し部数がほしいとの相当のご要望がありましたので、今年度はとりあえず、左記のとおり増刷し、有償にて頒布することにいたしました。  
 ご希望の向は事務局までお申込み下さい。

編 集 後 記

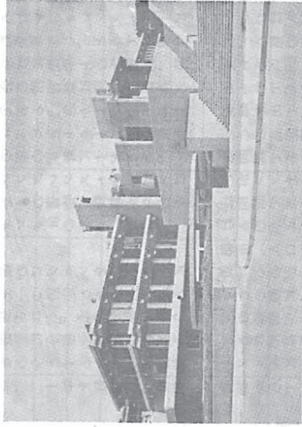
本年度は、できるだけ、会報の内容を充実して行きたいと存じておりますので、「地区だより」「各館だより」「観想」「小論文等」として、事務局までお寄せ下さいますようお願いいたします。

一増刷頒布部数 二〇〇部  
 一頒布価格一部につき四〇〇円  
 一申込み先 本会事務局





第7号  
 (東京都千代田区日比谷公園1-4)  
 東京都日比谷区日比谷公園1-4  
 電話 東京 (902) 0101



ここに図書館がある！

見学者相づく千葉大学中央図書館

### 図書館人の常識

清 信 重

世間では「二・八」を二年でひとマシ期間だといふ。何の因果か図書館は中間の進行形進行して、「二・八」月は一重多忙をまわめている。いりまでもなく学生・受検生が殺到してくるからだ。

新聞社も「二・八」のニュースは図書館ぐらゐ、と心得て、満員のニュース専車を送りこく。こうした皮膚な現象が図書館の真体である、と人間は認識するから、ますます図書館に来ることをためらい、公共図書館はますます世間はなれな存在と化していく。困つた悪循環である。

図書館の機能は、県、市町村で大きく異なると思ふのだが、世間一般は図書館を「本を蔵む施設」と思ひこんでいる。参考事務を中心とした情報供給こそ、将来の図書館像の中心としたい、という、われわれの企圖にもかかわらず、われわれの上回、固執、世間はなかなかそれを認めない。ましてや受検生や学生の本ための席貸しなどは真つ平だ、といいたいのだが、現実には彼らを取替する場所もないのだから、為政者は、図書館を便法としてその固定観念をかえな

一方には情報革命の大きな波が産業、行政の各方面に波及しようとしている。われわれはこの情報革命の機能をこそ、図書館が受け持つべき

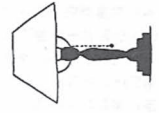
だ、と考えているのであるが、これまた、為政者、一般世間は、単純なコンピューター・センターというのになつて小さい計算センター、と解して、情報のセンターを理解していない。

参考事務を中心として、図書館の中にこそコンピューターがはいつておなければ、図書館は依然として、受検生の席貸しに甘んじなければならぬであろう。ここに大きなギャップがある、というところが図書館の現状ではあるまいか。

それを打ち破るためには、図書館を、「本を蔵む場所」であるという世間の常識に挑戦し、図書館は多忙な人、図書館に来るヒマのない人のために存在する機関である、というところの啓発運動を行なうなければならぬであろう。

こんなことは、図書館人の常識であるが、世間の常識になつていないことに、今日のわれわれの悩みがあるのではあるまいか。

(岐阜県立図書館長)



資料編

### 図書館の役割

「来るべき図書館のビジョン」

赤井千鶴

今後十年、二十年を経過し、世紀が新にならうとするとき、図書館の効用機能に分化現象が起きるものと予想される。その分岐を担う中間領域を一つ設定しながら、来るべき図書館のビジョンを描くことにする。

一、情報センターの種

今日、さまざまな資料から行なっているレファレンス・サービスは、いわばこの種の視野にすぎない。頂点はコンピューターによる情報サービスである。急カーブで上昇する近代社会の情報量は図書に保存されるベースならびに探索上の物理的・時間的制約を最加し、とりてい現今いところのレファレンス・サービスだけでは果し切れないと考へる。そこで、コンピューターによって印刷された非生物である統計、データの前をすべてを貯蔵している国家的、地域的ないしは地方のセンターが設置されるオンライン使用に供される。このセンターによってすべての専断的、監視がコンピューターに奪取をまさせ、文庫索引と専断作成が、まもの

書物からなくコンピューター・コンピュータによってなされよう。これには莫大な経費を伴うので国家の補助が必要である。

この際に、地方ブロッカに中心を設けるのがよいか、併置ないしは大都市(人口百万程度)にも中心を設けるのがよいか、いまの急進段階では即断できない。経費と技術と施設とがマッチすることにより解決される問題である。

この高度情報処理は、社会教育の範疇を出て、科学、産業の域に属するものであることに留意しなければならぬ。

二、人格の種

これは人間の種、職業、娯楽の種と言つてもよい。要するに機械によって即時解決する情報処理とは逆に人間が機械を離れ、あるいは原始にかかり幼時に戻り、空想と想像の域に飛びながら、人間性を養育し、近代社会の急流のなかで、いこいの島に上陸して「甲斐なし」をしながら自己を回復し、再生する営みである。このことは個人の趣味、職業、必

要から誘う読書をはじめ、その方法上の延長として読書会、移動図書館、視聴覚による諸活動を含むものである。

この分岐の根拠に立つとき、大都市への人口集中と、日本の住宅の特色としての貧困、狭小から、外国において高度に発達した貸出中心の図書館もさることながら、階級数を多くとり、居住性に富む娯楽を奨励すべきである。

三、中間の領域

中間の領域とは、産業社会、行政集団あるいは高度な専門知識に利用される情報の種と余暇を利用しながら楽しむ、精神の向上と生活上の利便、福祉を旨とする人格の種との間にあり、かつまた一部はその両者に足をふみ入れてこれらと重複する部分も形成する中間帯をいう。

これは小学生から中・高生、大学生、さらには生涯教育の場として知識、情報源、娯楽面その他の文化財もついでに探索、利用して自己の目的を果そうとする利用段階にあてはまる領域である。

四、保存の種

エレクトロニクスやマイクロ物で保存することがさかんになる。すなわち、マイクロ・コンピュータテープ、音盤、テープ、TVテープを

どの利用は原理の図書の数庫とも関係するが、スペースと設備の面に考慮が払われなければならない。

書物の形をとるものも、とくに古書に對して(新書も年限がくると古書の部類に入る)保存機能が重要となる。

新聞をはじめ、価値ある図書を、マイクロにして保存することが先進国に比し、日本が著るしくかかれて

地蔵ごとに集約的な保存図書館を設ける必要がある。

五、集団活動の種

個人の利用が人格の種に入るのに共通しているが集団的対外活動をとおす図書館の諸活動をさす。伝統的に公共図書館はこの種の活動に経験を積んでいるのでこれ以上説明を要しない。

六、その他(補部)

(一) 日本の図書館の量的レベル

アップ

前記項目の多くは質的、機械的に捕ええものであるが、これを表現するのにも日本の図書館の量的レベルをあげることが急務である。日本の公共図書館の蔵書が世界レベルからみて著しく低位(国民一人あたり〇・二冊で欧米にだけはなれて低く後進国の水準)にあることは、個人蔵書を尊重する伝統的な風気が日本



人にあることとはいえ、一日もはや

く改善されるべきである。

(口) 大都市図書館に学術図書館と

しての性格をもたせよう。

現今のように数多くの大学が新設

されると、各大学の蔵書量は激的に

も、ことに質的に限定される。古書

館があるならば、周辺の大学図書館

を援助し、補う性格をもち、そのた

めの行政措置がとられてよいと考え

る。本来ならば大学間の協定により

ジョイント・ライブラリーが設置さ

るべきであるが……



(神戸市立図書館長)

この原稿は「社会教育のあり方」

に対する諮問についての意見書とし

て寄せられたものを赤井館長におこ

とわりして、掲載することにしたし

ました。

### 文部省社会教育審議会への 諮問に關係して、図書館

#### 側の要望について

昨年、文部大臣は「社会教育審議  
会に対し、「社会教育のあり方につ  
いて」について諮問した。この諮問  
に關係して、その後の都道府県立図  
書館長会、及び本会幹事会の席上、  
文部省林部社会教育局長より、図書  
館側の要望があれば、提出されるよ  
うとの説明があった。

本会としては、幹事会の決議によ  
り都道府県立館長会へ、事務局案を  
送付して、これも合わせて、意見・要  
望を聴取し、これをまとめて要望書  
を提出することになった。その要望  
書は次のとおりである。

昭和四十四年五月一日

文部省  
福部社会教育局長 殿

全国公立図書館長協議会  
会長 杉 棟 夫

図書館のあり方について「社会教  
育審議会の諮問「社会教育のあり  
方について」に關連して」

このことにつきましては、本協  
会として、別紙のとおり意見をま  
とめましたの由を、図書館発展  
向上のためよろし、審議下さいま  
すようお願いいたします。

図書館のあり方について「社会教  
育審議会へ諮問「社会教育のあり  
方について」に關連して」

一、都市化の進行、技術革新の進展  
などに伴って急速に高度化するよ  
うな社会において、図書館の役割は  
どのように考えらるべきか。

(一) 特殊センターの役割  
「図書館は、市民のあらゆる教育に  
応ずる特殊センターの役割をもつべ  
べきである。」

現代における市民の日常生活は、  
現代に何らかの弊害を吸収、整理、  
消化しつつ営まれている。とくに最  
近のように目まぐるしく激化する社  
会情勢のもとでは、都市化の進行に  
伴い管理機能は、情報を求めて、よ  
り都市に集中し、情報都市を生み出  
す傾向にある。

図書館は、このような時代にあっ  
て、さまざまな要求に積極的に対応  
されるより、資料を飛躍的に充実し、  
資料から求める情報を的確に提供す  
るための専門知識を供えた専門職  
(司書)を充実することも、図書館  
存続の徹底化、近代化と併せて、よ  
り一層の図書館間の近接化をはかる  
べきである。

(二) 職業センターの役割  
「図書館は、市民の日常生活のため  
の職業センターの役割をもつべき  
である。」

急激な高度化社会による階級  
差の高低生活強いられている市民  
にとって、精神生活の充実、これ  
までに増して必要とされる。こうい  
う時代に自己を回復し、再生し、人  
間性を求むる市民の要求に応える  
もの図書館は、職業センター  
の役割といえる。  
この役割を推進するための図書館は  
読書会、講談会、講座、展覧会、レ  
コルト、コンサート、映画会等の企  
画実施に力をはきよめる。

(三) 職業センターの役割  
「図書館は、職業の環境づくりをす  
るための職業普及のセンターの役割  
をもつべきである。」  
産業構造の複雑化、都市化の進行  
に伴い人脚が外ならびに過疎、過密  
化の現象は、大きな社会問題となっ

ている。とくに過疎地域で生活する  
人々の生活に充実感をもたせるために  
は、図書館活動である。

二、わが国の図書館の現状と問題  
点は何か。  
(一) 図書館の施設と設備、図書館  
資料・職員の数不足  
わが国の地方公共団体数は二三  
七六団体あるにもかかわらず、図書  
館設置団体数は、六二五団体で、図  
書館数も分館を含めて七七七館にす  
ぎない。さらに既設の図書館におい  
ても、その所蔵する資料や職員の絶  
対数が不足している。

(二) 図書館行政について  
近年、全国的に「図書館の新案改  
革」が、図書館の現状に前述のとおりで  
ある。

現代社会における図書館の役割を  
考えることも、わが国の文化の将来を  
展望のもとに図書館に因する行政が  
積極的に行われるべきである。

(三) 図書館の専門職(司書)制度  
の欠陥

現行の図書館法は、図書館の専  
門職員(司書)は、必要と認めたと  
き多くとって多くを確保している。  
後には、その身分取扱の全てで  
は、地方公共団体に委ねられてい  
る現状である。このため全国的な統  
一基準もなく、その取扱は、千差万  
別でいわずに専門職としての制度に  
は、程遠い状況である。

三、今後の図書館の振興の方策は何  
か。  
次に述べる事項が当面考えられる  
図書館の基本的な振興策といえる。

(一) ナショナル・プラン・リリー  
ジョン・プランの早期確立

(二) 図書館の施設と設備、図書館  
資料の整備充実  
ア、最低基準に達しない図書館  
を援助し、その水準を高めて、  
図書館活動の基礎を鞏固する。

イ、社会教育の中心的施設とし  
ての位置づけを行政、財政面  
での集中的な援助。

ウ、公的図書館の設置および運  
営の基準(望ましい基準)の  
早期公布。

(三) 専門職員(司書)の制度の確  
立の促進

文部省に図書館員資格の設置

以上

### 昭和四十四年度 全国公立図書館長協議会 総会 会議録

日時 昭和四十四年六月十八日  
十時十五分  
場所 都立日比谷図書館

一、開会 佐藤事務局長  
出席者五名、委任状提出者一七  
三名、計二五八名、会員七二二名で、  
その対日一回一名であるので、総会  
は成立する。

二、会長挨拶 杉棟夫(日比谷図書  
館長)

「二百二日の幹事会で会長に推薦  
されましたが、全くの素人です。で  
何卒、皆さんの御助力をお願いいた  
した。」

三、来賓挨拶 叶次清介(JA事務  
局長)

図書館のサービスということとし  
ま、いかにいわれているが、サービスと  
は、ギブ・アンド・テイクだと思っ  
るところが、地味から図書館の方に返  
ってくるものがない。このギブ・ア  
ンド・テイクになるよりな方法があ  
らうと、発見されたいと思う。

四、議案選出  
山崎章氏(市川市立)を選出

五、議 事  
(一) 昭和四十二年度事業報告と  
び決算報告について(会報1号  
参照)

収支決算について事務局長より説  
明、四十二年度は、いろいろ事業が  
活発に行なわれたので、滞用が多か  
った。またについて報告があった。

(二) 監査報告  
針川朝太郎氏(朝不栄)より昭  
和四十二年度の会計監査を行なった  
結果、適正に収支されたことを認め  
た旨の報告がなされた。

以上で第一号及び第二号議案は原  
案どおり承認された。

(三) 昭和四十四年度事業計画と  
び予算について(会報1号参照)

事業計画について  
総会一回、幹事会三回、全国研究  
集会一回、行政、財政、職員委員会  
の研究調査については、本年度は、  
各研究調査については、総論をまとめて  
し、予定である。会報刊行一回、研  
究調査報告書の提出、発表を予定し  
ている。

(四) 予算について



本年度は図書補助金が1〇〇万円未満のものについては切り捨てるといいう行政費削減、大蔵省の方針と、閣議決定がなされており、文部省より補助金交付は困難との連絡をうけた。したがって収入の額は約五〇万円減となり、総額百一十二万六千二百円減となり、支出の額はそれらにあっては、事業費で対前年度で約四十二万円減となった。なお、文部省の補助金が交付される場合にはその事業及び予算の更正については、幹事会に一任することとし、第三号議案は承認された。

(4) 幹事の承認について  
規約第六條により、総会の承認事項であるので、地区の推薦を経て候補者を総会にかけ承認された。(昭和四十四年度役員名簿参照)

(5) 幹事の選任について  
幹事会で推薦された候補者を承認した。

委員長 田 忠 義 (千葉県立)  
副委員長 野 田 賢 (和歌山県立)  
竹 田 平 (横須賀市立)

(6) 会長、副会長の選任報告  
新幹事によって正、副会長の互選結果が報告された。

会長 杉 規夫 (船立日比谷)  
副会長 良本 義雄 (大阪府立)  
" 船ヶ瀬次郎 (栃木県立)  
" 三木 藍 (大阪府立)

(7) 各委員会の正副会長、及び参与の報告  
行政委員会委員長 良本 義雄 (大阪)  
" 副委員長 清 信重 (岐阜)  
職員委員会委員長 齊藤 大次郎 (神奈川)  
" 副委員長 村松 次郎 (岩手)  
財政委員会委員長 竹田 俊一 (徳島)  
" 副委員長 水島 正一 (長崎)

参与 酒井 勝 (国会図書館)  
上野 茂 (埼玉県)

(8) 組織改善について  
良本副会長より次のように経過報告がなされた。

報告「その発端は全国知事会において各種の分担金が多くなっているため、重要でないものについて切り捨てる作業が行なわれた。全公図も組上にあがり、各県も予算上困難が出てきた。知事会では博物館協会、全国図書館協議会連合会との合併の方針を出してきた。(別掲通知のとおり) 会長、会長代行、事務局、幹事その他に努力をお願いし各府県においても財務当局に陳情し、分担金をできるだけ削減しないよう努力した。各種の事業もあり単なる役人の集合体ではないということを確認させるよう、また、この際、全国共図書館協議会に組織を改善してほしいという意見がでてきた。幹事会では重要な問題であるが全国から集まる

のは大変であるので、正副会長と関東地区の幹事を中心にして「組織改善小委員会」をもうけて検討したらよいとの幹事会の意見があり委員会を設けた。そして今まで検討してきた結果は左記のとおりである。

名称「全国共図書館協議会」  
略称「全公図」  
会員「海股」を単位とする。  
組織「」

(1) 全国図書館協議会連合会と合併の上は、左記のよう組織とする。

全公図の組織

```

  全公図
  ├── 総務
  ├── 事業
  └── 図書館協議会
  
```

(1) 組織の細目については、検討する。

(2) 下部の組織は、県単位および地区組織とする。

目的

(1) 相互の連絡  
(2) 管理、運営に関する研究  
(3) 図書館活動の推進  
事業「従来の事業にワーキング、研究助成、図書推進運動、出版などを加える。

経営

(1) 現行の分担金(全公図および全公図)をそのまま移行する。

その後については検討する。

(4) 経費は分担金、補助金、寄付金、その他の収入とする。その他「全公図および全公図の連絡提携。

(9) 今後の組織改善について  
情報は会報、幹事等を通じて流すとともに、各アロクがあるいは県組織で意見をとりまとめ幹事会などに反映していく。幹事会で情勢をみて臨時総会を開くか、規約にのっとり判断し、またアンケートをとる必要があれば。十月までに結論を出すというところでなく時期はきめないことを確認した。

10 感謝状・表彰状の贈呈式  
会長祝詞  
長い間全公図の発展のために人々に総会の名においてお礼の感謝状・表彰状をさしあげることができ、心からお礼を申し上げたい。今後全公図のため、お働きの方野において活躍をお願いしたい。

謝 辞  
長谷川前日比谷図書館長  
感謝状をいただき心から厚くお礼を申し上げる。社会に出るとなかなか行っても図書館のトの字も出ない。現在、図書館が社会の歩みと共に歩みながら努力をしていくことが一般の人々には受け入れられていないことに悲しさを感ずるが

社会の中に図書館を浸透させて行かなくてはならない。図書館が発展されるように、お願いするとともに陰ながら協力をお願いします。

中村 前神奈川県横浜市立館長  
長い間、皆様のお世話になった。社会の中に入ってみると図書館のトの字も出ないことは全くその通りである。船では一生懸命やっているのだが、仲間とめられていないようである。全公図のご発展することを祈る。

土屋 前千葉県立中央図書館副館長  
表彰は有難くお受けした。退職後にいるが、大学でも図書館は真くみられていないことを感じている。今後図書館につくしたいと思っている。

感謝状受賞者 (五十音順敬称略)

長谷川 丹 (前日比谷館長)  
上野 茂 (前埼玉県立館長)  
土屋 浩一 (前徳島県立館長)  
河内 彦華 (前日比谷)

表彰状受賞者 (五十音順敬称略)

石田 保 (長崎県立)  
伊藤 修 (茨城県立)  
浦 三郎 (石川県金沢市立)  
大谷 象堂 (前香川県善通寺館長)  
川崎 うめ (茨城県立)  
真間 四郎 (前大阪池田文庫館長)

国沢 左宗為 (山口県徳山市立館長)  
小池 金義 (長野県駒ヶ野市立館長)  
酒井 隆吉 (足立区立平庄館長)  
佐々木 実栄 (前静岡県立)

沢 寿郎 (前鎌倉市立館長)  
菅野 青綱 (宮城県気仙沼市立館長)  
竹内 明照 (前岡山県成羽町立館長)  
土屋 栄亮 (前千葉県立中央)  
島越 昌英 (前富山県加賀町立館長)  
中島 泰之 (江東区立東東館長)  
中野 智 (前熊本県水俣市立館長)  
中村 八郎 (前横浜市立館長)  
永高 正一 (長崎県立)  
藤沢 健 (富山県富山市立館長)  
林 勇一 (名古屋市立南館長)  
広野 清秀 (前富山県入善町立館長)  
北条 正昭 (前熊本市立館長)  
堀 光之助 (前熊本市立館長)  
松藤 市郎 (前大牟田市立館長)  
高崎 徹 (前足立区立梅島館長)  
望月 信雄 (長野市立通明館長)  
安田 次郎 (東京都台東区立深川)

昭和四十四年度 全国研究集会 (要旨)

座長 清 信重 (岐阜県立)

一 行政問題について (行政委員会 担当 秀英 良本 義雄 (大阪府立) 東海・北陸アロク小委員会は図書館振興方策に関する研究を、近畿アロク小委員会は図書館法改正に関する研究を分担してきたが、四三年度は、前者は図書館協議会の設置運営状況についてとりあげ、全国調査にふみきった。後者は実際に職にあつては、職員の見解を求めた。アンケート作成には苦勞した。四三年十二月十六日付で各館に発送したが、年度末のこともあり回収が悪く、回答館数は四百九十七館で回答率は六九パーセントである。

図書館協議会に関する全国調査の結果として申し上げたいことは、(1) 公共図書館が一般住民の広範な利用に支えられて発展して行くためには、利用者側の積極的な意見の結果が絶対必要であるから、法に任意設置として規定されている図書館協議会の制度を積極的に利用する立場にたたなければならぬ。

(2) 委員に入ることと同時にそれを運用する図書館側の態度が問題である。

(3) 協議会の義務設置については日本の図書館がもう少し地域ごとに組織化し図書館網の考え方を大なり小なり考えていて、初めて協議会義務設置という段階になるのではないかと思われる。

二 全国共図書館実態調査について (財政委員会担当) 発表 竹内 三三 (岡山県立)

「公立図書館の設置および運営の基準案」(昭和四十二年六月、社会教育審議会報告)とこの調査結果を比較してみると、蔵書数、年間購入冊数、職員数、施設の数については充足する館は、都道府県立、市町村立を通じて、わずか〇・二五(京都府立一館のみ)で他は未充足である。一方、「最低基準」との比較では年間増加冊数、図書および司書補の数、建物の延べ面積のすべてを充足する館は、全体を通じて十八、五五の充足率である。このことから「基準案」については、図書館の発展を





促進させる「望ましい基準」であり「最低基準」については、従来から指摘されている通り、都道府県立に關する限りでは低く、市町村立にとつては現在においてもお高すぎる基準といえるわけである。

三、職員問題について(職員委員会担当)発表 村松次郎(若手県立) 司書養成制度については関東プロブックが、司書身分確立については北日本プロブックが担当した。

1. 司書養成制度について 関東プロブック内、公立図書館百七十一館に在職する専門職員資格所有者七百七十八人にアンケートを送付したところ、回答者は五百七十七人で七四・三%の回収率であった。

調査結果については「研究調査報告」参照

2. 司書身分確立について 図書館職員の身分確立については事務局試案を作成した。

(1) 司書職制を採用し、司書職の内容を明確にすること同書および司書補の職務内容(文社通第三七〇号文部政務次官通達昭和二十五年九月)は再検討を要する。

(2) 他の職種に比して安易な採用、任用方法をとらないこと。

(3) 専門職として安心して職務に従事し得る待遇格付を確立すること。

(4) 司書養成の方向を確立すること。

なお、市立図書館の実態把握が重要であるとの意見にもとづいて、北日本、関東プロブックの実態調査を実施した。その概要は報告書参照。

◎ お知らせ

昭和四十三年度「研究調査報告書」の有償頒布について 本会が査査委員会の研究結果をまとめて刊行している「研究調査報告書」は、週刊「全国各図書館」へ各一冊宛、無償にて配付いたしました。

なお、今少し部数がはじいとの要請がありましたら、左記のとおり増刷し、有償にて頒布いたしましたので、ご希望の方は事務局までお目立ください。

記

一、増刷頒布部数 二〇〇部  
一、頒布価格 一部につき 四〇〇円

一、申込先 本会事務局

員会が開かれ、組織、事業、経営等のあり方が検討され、さらにこの検討結果について、四月十八日組織改善委員会が開かれ各プロブック代表との意見交換がなされた。この時の意見を要約すると、①この際根本的な改善を行ってきた。②現況において、列知事会への対策のための形式的な改善を行つてと定める。(例、三団体は、実質的に現状のままで、形式的な三者の連合会をつくる。)

③本会発足後間もないことで、内容の充実もなされていない現状では改善は今当分見送つた方がよい。というところであった。

これらの意見をもとに五月二日及び六月十七日の幹事会を経て、ともかく十八日の総会で提案され検討された。総会で提案されたときの改善案は、別報総会議事録で示されたとおりである。

一方、これらの検討と併行して、統合という条件について、日本博物館協会事務局の意向を打進し、数回の意見交換がなされた。現在の段階では、広範に言えば、図書館も博物館も社会教育の範疇にあるが、現在では、法令根拠も構成員(博物館協会は、国立、公立、民間団体、個人)も異にしている。図書館と博物館の統合は、現実的に困難であるといふのが双方の共通した見解であつた。

た。

このような見解と本会自体の検討状況の報告もかねて、知事会事務局へ出向も、その意向を打進した。

ところが、知事会事務局は、ともかく、知事会の条件とあつて、統合してもらわなくては、分理支出団体としては、難しくなると言うところであった。

分理金の状況は以上のとおりである。組織問題については、来る十一月の幹事会で検討されることになるが、それまでプロブックその他の協議においてそれぞれ検討をお願いしたい。

本会の歩み

全国知事会の分理金問題をきかすに、本会の組織問題が検討されてきた。この機会に、組織問題検討の歩みをお知らせする。

一、設立当時のいきさつ

昭和四十一年にさかのぼるが、JLA公共図書館部会幹事会では、数年来「部会のあり方」について検討がなされ、おおよそ次のようなことが問題とされていた。

① 公共図書館の、現状における問題点は、行財政上の四体が多い。

全国知事会の分理金問題と  
本会の組織問題について

全国知事会においては、郷土財源が支山している各団体に對する分理金について、検討が進められてきたのであるが、本会々長あて、本年二月二十五日付で次のような通知がきた。

「全国公共図書館協議会会長様  
全国知事会長 桑原 幹根  
法令によらない分理金の支出について  
都道府県が支出している法令によらない分理金については、かねてから整理すべく、検討を進めて参りましたが、さる一月十七日の知事会議に於いて其団体に對する分理金支出については、下記のとおり決定をいたしましたので、ご通知いたします。

記

1. 全国公共図書館協議会  
2. 全国図書館協議会連合会  
3. 日本博物館協会

以上三団体は、統合することを条件に分理金を継続支出する。ただし、概五二〇―二〇〇を撤消する。つきましては、関係団体間で協議頂き、知事会議の決定の趣旨とて統

合についてよろしく配慮をお願いいたします。」

通知は、以上のとおりのもので、したがって本会々長の都道府県分理金は、条件付きで認められたのである。(ここで、認められたら、かつて、上野茂樹副会長(前埼玉県立図書館長)の一方ならぬ尽力があったことを付記しておく。)

このため、本会の幹事会を先週より、一月繰り上げ、本年二月二二日に開催し、この分理金についての知事会通知に對する対策が協議された。

この際、知事会条件を受入れるためには、他団体との統合など、組織改善がはからなくてはならないとの提案がなされた。

ついで、この提案を核とするため組織改善委員会(幹政、正副会長、各プロブック幹事代表三名、関係各プロブック幹事)を設け、さらに同委員会(幹政、正副会長、関係各プロブック幹事)を設け、検討を行つたことになった。

三二二日 ともかく四月九日 大木

② これらの問題解決には、個人会員を主体とする組織では、仲々困難なようだ。

③ 施設委員会といわれている館長は、JLAの特別会員で、会員としての向うの権限も少ない。

④ 部会のJLAからの交付金は、北方戸(当時、現在三三三戸)である。

⑤ JLAの組織は、戦前の公共図書館中心から戦後は、公共の他大学、学校、専門の分野が明確になり、規模もはる大となった。このような事情から、JLAの個人会員は、それとして、一面館別の理合団体という性格をもつてよいではないかと考えが出てきた。

昭和四十一年三月の公共部会幹事会においてもこれらの問題がとりあげられ、「部会のあり方」が検討された。ついで、五月と七月の回幹事会において、これらの問題が認識されこの検討を進めるため、「大綱委員会」が設置された。

同委員会は、八、九、十月に三回開かれ、その結論は、新組織の設立が望ましいというものであった。この時、新組織設立に問題となつた点は、①公共部会をどうするか、②公共機関の長か、③構成員は、図書館か機関の長か、④経費をどうするか、

であった。これを十月の回幹事会へ報告し、委員会、解散した。

幹事会では、この報告を受け、検討された結果、新組織設立のやむを得ないことが認識された。

その後、四十一年十月に有志の会が設立され、この際、新組織の発起人の設立が決められた。

四十一年十二月に発起人会(発起人十七名)発足。四十一年一月第二回発起人会が開かれ、設立準備が進められた。

二、設立に當つての基本的な考え方

新組織を設立するに當つて、基本的な考え方をとして、①徹底的な図書館財政の整理②経費の確保③公共図書館部会とは動力し、相提携して行く。名称は「全国公共図書館協議会」とする。「長」とした理由は、①図書館の管理運営の面から、図書館行政を確立する研究を行つていふ目的から、明確に明確にする。②この「長」は、館長個人を指すのではなく、「機関の長」とする。

③「長」をとると公共図書館部会との相関関係が不明になる。④他の類似団体も機関の長の協議が多いため、ということであった。

また、「公立」とした理由は、①設立の目的からみて、公立図書館の行財政上の問題が緊急課題である。②このようにことであるので、私立





昭和44年度 全国公立図書館長協議会役員名簿

地区名	幹事名	館名	役職名
北 日 本	岩田利次郎	北海道立	立
	村松元	北岩手県立	地区代表幹事
	茂庭邦一	宮城県立	立
	鈴木次郎	福島県立	立
東 関	江崎文男	栃木県立	副会長
	杉本次郎	埼玉県立	立
	若菜次郎	神奈川県立	地区代表幹事
	藤原進	東京都立	立
東 海 北 陸	山岡寛	福井県立	立
	久我信	岐阜県立	立
	福田重	高岡市立	立
	相馬利雄	京都市立	立
近 畿	良木義雄	大阪府立	副会長・地区代表幹事
	三木善	大阪府立	副会長
	赤野千	神戸市立	立
	掛野健治	岡山県立	立
中 国	加村山清	広島県立	立
	越智通敏	愛媛県立	立
	赤野昇	高知県立	立
	赤池元	熊本県立	立
九 州	日高正直	福岡県立	立
	池田忠	北九州市立	立
	藤田賢	千葉県立	立
	竹田平	和歌山県立	立
監 事	酒井錦	和歌山県立	立
	上野茂	埼玉県立	立
	清信重	大阪府立	立
	竹田俊一	徳島県立	立
委 員	永島正一郎	長崎県立	立
	若菜次郎	神奈川県立	立
	村松元	岩手県立	立
	岩田利次郎	北海道立	立

館長名	館名	郵便番号	住 所	電 話
良本義雄	大阪府立図書館	530	大阪府大阪市北区中之島1-27	06-203-0474
赤井千裕	神戸市立 "	650	兵庫県神戸市生田区柳町7-2	078-34-0401
竹島宇策	奈良奈良 "	630	奈良県奈良市登大路町	0742-23-8921
客殿賢	和歌山県立 "	640	和歌山県和歌山市一番丁1	0734-22-1706
大西正己	鳥取県立 "	680	鳥取県鳥取市西町3-202	0857-22-4859
安達三二	鳥取県立 "	683	鳥取県米子市久米町136	08592-2-2612
揖野健治	島根県立 "	690	島根県松江市内中原町52	0852-21-2101
竹内美三美	岡山県立 "	700	岡山県岡山市天神町8-54	0862-24-1286
加藤豊	広島県立 "	730	広島県広島市上郷町2-20	0822-21-1133
上田孝治	山口県立 "	753	山口県山口市春日町8-3	08392-2-0154
竹田俊一	徳島県立 "	770	徳島県徳島市徳島町城の内1	0886-52-3151
村山清	香川県立 "	760	香川県高松市番町1-11-63	0878-61-5562
越智通敏	愛媛県立 "	790	愛媛県松山市二番町4	0899-41-1441
示野昇	高知県立 "	780	高知県高知市丸の内3	0888-72-6307
久米三千夫	福岡県立 "	812	福岡県福岡市天神5-42-1	092-74-8591
永島正一	佐賀県立 "	840	佐賀県佐賀市城内2-1-41	09522-4-2900
赤池元	長崎県立 "	852	長崎県長崎市上高町1	0958-26-5257
米田貞一	熊本県立 "	860	熊本県熊本市千歳町2	0963-55-6266
日高	宮崎県立 "	870	大分県大分市高揚町3-31	09752-2-8185
新納教義	鹿児島県立 "	880	宮崎県宮崎市橋通東1-9-26	0985-3-2057
萩原進	群馬県立 "	892	鹿児島県鹿児島市城山町1-1	0992-23-9241
山岡寛	群馬県立 "	371	群馬県前橋市大手町二丁目12-9	0272-21-2946
山崎速吉	千葉県立 "	272	千葉県市川市八幡4-2-1	0473-34-6370
梅沢泰夫	神奈川県立 "	220	神奈川県横浜市西区老松町1	045-231-1304
福田慶英	富山県立 "	930	神奈川県横浜須賀町上町1-61	0468-22-2202
收忍	愛知県立 "	440	富山県高岡市古城1-4	0706-23-2031
渡辺正雄	愛知県立 "	466	愛知県豊橋市向山火油町108-1	0552-52-2238
三木 嵐	大阪府立 "	550	愛知県名古屋市中区鶴舞町43	052-731-0224
池田政直	福岡県立 "	803	大阪府大阪市西区北堀江御池通5-1	06-531-0551
	福岡県立 "		福岡県北九州市小倉区大手町	093-56-1901